

壬生町告示第7号

壬生町余裕期間設定工事試行要領を次のように定め、令和3年4月1日から適用する。

令和3年2月8日

壬生町長 小 菅 一 弥



壬生町余裕期間設定工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、壬生町が発注する建設工事において試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 余裕期間 労働者などの確保や資機材の調達準備を行う期間で、契約予定日の翌日から工事着手期限日（契約締結後は、契約日の翌日から工事着手日）の前日までの期間
- (2) 工期 実際に工事を施工するために必要な期間で、工事着手日から工事完成日までの期間（準備期間及び後片付け期間を含む。）
- (3) 工事着手期限日 発注者が設定する工事着手の期限となる日

(対象工事)

第3条 余裕期間を設定する工事は、競争入札による工事のうち、発注者が余裕期間を設定することが必要と認める工事とする。

(工事着手期限日及び工事着手日等)

第4条 工事着手期限日は、対象工事に係る契約日の翌日から起算して60日以内で設定するものとする。

2 発注者は、余裕期間内において、必要に応じて工事着手ができない期間を設定することができるものとする。

3 発注者は、工事着手期限日及び着手ができない期間等をあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

4 受注者は、契約締結までに、工事着手日を定め、工事着手通知書（別記様式）により発注者に通知するものとする。

5 工事着手日は、壬生町の休日を定める条例（平成元年壬生町条例第4号）に規定する休日を除いて定めるものとし、契約締結日以降、特別の事情がない限り、受注者の都合による変更はできないものとする。

(前払金の取扱い)

第5条 対象工事に係る前払金は、工事着手日の14日前から請求できるものとする。ただし、工事着手日が契約締結日から14日に満たない場合には契約締結日以降に請求できるものとする。

(余裕期間内の現場管理等)

第6条 余裕期間内における当該工事現場の管理は発注者の責任により行うものとする。

2 余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

3 余裕期間内に行う準備は、受注者の責任により行うものとする。

(技術者の取扱い)

第7条 余裕期間内は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しないものとする。

(経費の負担)

第8条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

別記様式（第4条関係）

工事着手通知書

年 月 日

壬生町長 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印

次のとおり工事着手日を定めたので通知します。

工 事 名	
工 事 個 所	
契約予定年月日	年 月 日
工 事 着 手 日	年 月 日
工 期	工 事 着 手 日 から 年 月 日 まで

※本通知書は、契約の締結までに提出すること。

※契約書には、本通知により通知した工期（工事着手日及び工事完成日）を記載すること。

※工事着手日及び工事完成日は、土日祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除くこと。